

■修学旅行実施における留意事項：教頭

出発当日までに1～4の事項をすべて満たすこと、1つでも満たさない場合は中止とする。

1. 7月末（出発日21日前）で概ね9割以上の参加が得られること。
2. 学校が臨時休業していないこと。
3. 学校・学年で感染者、濃厚接触者が確認されていないこと。
4. 政府もしくは大阪府及び旅行先（すべての滞在先）の自治体から都道府県をまたぐ移動自粛や休業要請または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。

■キャンセル・保険について：近畿日本ツーリスト関西 森田氏

▶学校が修学旅行を中止とした場合（約款に基づく）

8月11日17:00までのキャンセルの場合は企画料金が発生

24日まで旅行代金の20%

28日まで旅行代金の30%

前日まで旅行代金の40%

当日旅行代金の50%

▶個人の都合でキャンセルした場合

8月11日17:00までのキャンセルの場合はキャンセル料がかからない（企画料金の徴収はない）

24日まで旅行代金20%

28日まで旅行代金の30%

前日まで旅行代金の40%

当日旅行代金の50%

▶保険について

国内旅行保険・旅行参加者保険に加入

旅行中の医療費、帰阪が必要になった場合の生徒・保護者の渡航費、物損などの補償

■生活指導に関して：生活指導担当 貝本（T2担任）

- ・校則に違反する行為（制服を着用しない以外）は通常の学校生活と同じである。
- ・修学旅行出発日にかかる懲戒処分（停学など）の場合は参加できない。キャンセル料は個人負担となる。
- ・行程中に問題行動があった場合は行程に参加できないこともある。キャンセル料は個人負担となる。
- ・酒類の購入は郵送に限り認める。所持していることが発覚した場合、指導対象となる。また、飲酒（喫煙等含む）にかかわらず、酒類等が写った写真をSNSに投稿することも同様である。
- ・保護者のカバンを使用する場合、喫煙具などが入っていないか十分に確認すること。喫煙具所持で旅行に参加させることができない場合もある。
- ・異性の宿泊部屋への出入りは厳禁とする。発覚した場合は、指導対象となる。

※修学旅行は教育活動であり、普段と同じ規定が適応される。高校生として、責任ある行動を期待する。